

**地球環境研究総合推進費
平成22年度新規課題公募要項**

平成21年10月
環境省地球環境局総務課研究調査室

本要項に関する特に重要な注意事項を以下に示しますので、必ずお読み下さい。

地球環境研究総合推進費（以下、「推進費」と呼びます。）の平成22年度新規課題公募要項には、平成21年度公募要項から多くの変更点があります。本要項を熟読せずに応募した結果生じる応募書類の不受理や提出期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

1. 推進費は、平成22年度に環境研究・技術開発推進費と統合し、新制度（環境研究総合推進費）に移行する予定です。平成22年度新規課題の公募は環境研究・技術開発推進費と別々に行いますが、採択課題の研究管理は新制度により行うこととなりますので、平成22年度当初に制度名の変更、新研究分野への移行等が生じることをご了承ください。

2. 「地球環境研究革新型研究領域」の募集範囲を拡大します。

①若手枠：新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの募集枠。研究代表者及び研究参画者のすべてが平成22年4月1日時点で40歳以下であることを要件。（出産・育児による休業のため研究活動ができなかった者に対し、年齢制限を緩和する場合あり。）

(新) ②戦略FS枠：平成23年度開始予定の戦略的研究開発領域の研究課題（広域的な生態系保全・再生分野）に関する課題検討調査研究の募集枠。

(新) ③統合評価枠：先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を統合・評価する研究課題の募集枠。

3. 研究チームの構成に当たっては、下記の点を厳守して下さい。

(1) 複数機関による共同研究の場合、研究チームの責任体制を明確にするため、原則として、研究課題を構成する各サブテーマの契約単位は1研究機関とします。大学によっては、契約単位が学部レベルになっている場合もありますので、各自で契約事務担当者にご確認下さい。

研究参画者は、研究課題の担当部分について、責任をもって研究報告書を執筆し、かつ、進捗状況の照会に適切に回答できることが必要です。いわゆる「お付き合い」で、研究計画上の必要性が低い研究者を研究チームに参加させることは厳に慎んで下さい。1研究課題を構成するサブテーマ数（＝参画研究機関数）に上限はありませんが、多過ぎる場合、研究代表者が責任をもって管理できなくなるとともに、研究資金の細分化により研究の実施に悪影響が生じますので、研究目標の達成上欠かせないサブテーマに限定して下さい。

(2) 契約事務に関するトラブルを避けるため、所属研究機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募して下さい。

また、国立試験研究機関、独立行政法人研究機関に所属する研究者が応募する場合（研究参画者の場合を含む）は、所属研究機関の担当窓口に加え、所管府省の担当窓

口にも事前に応募書類を提出し、応募内容（提案研究課題）が所属研究機関の既存の研究及び所管府省の既存の事業と重複していないことの確認を受けるとともに、応募の承諾も得てください。国立試験研究機関、独立行政法人研究機関における契約手続きは、原則として所管府省と行っていただきます。このため、所管府省の承諾を得ずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。

4. 推進費の応募様式には、直接的な研究成果（アウトプット）、地球環境政策への貢献（アウトカム）及び長期的観点からの影響・波及効果（インパクト）を、明確に仕分けて記載する必要があります。応募様式を熟読の上、指示に従って記載して下さい。
5. 研究課題の目的・内容と地球環境政策への貢献との関係が不明確な場合（地域性が強い研究課題や期待される成果が地球環境政策へどう貢献するのか明記されていない研究課題など）は、審査対象となりません。また、明らかに研究内容が環境省の他の競争的研究資金等（以下の4事業）の対象であると考えられる研究課題については、審査の対象となりませんのでご注意ください。

- 環境研究・技術開発推進費で定められる研究開発課題
(<http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html>)
- 廃棄物処理等科学研究費補助金で定められる廃棄物対策としての研究・技術開発
(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html)
- 地球温暖化対策技術開発事業で定められるエネルギー起源CO₂の排出削減に関する技術開発
(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/20_13/index.html)
- 環境経済の政策研究で定められる研究開発課題
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11495>)

なお、昨年度と同様、環境研究・技術開発推進費との同時募集を行うため、応募された研究課題が両推進費のいずれの枠組で実施される方が適切かという観点から、必要に応じて環境省側で研究課題の相互調整を行います。

(注) 推進費は平成22年度に環境研究・技術開発推進費と統合する予定ですが、応募された研究課題の採択審査は別々に行います。

6. 研究課題が採択された場合でも、審査の結果等によっては、研究チームの構成等について再検討をお願いすることがありますのでご了承ください。
7. 研究課題の採択予定数については、今後の予算編成状況に応じ、変更が生じる場合がありますのでご了承ください。
8. 環境省では、競争的研究資金に係る不正経理に対する罰則の制度化及び適切な予防措置を講ずることを目的として、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」(平成19年4月20日)を制定しており、違反者に対しては厳格な処分を行います。

【不適正な経理処理を行った者に対し環境省が行う措置の内容】

- ◎研究費の返還
- ◎申請資格の停止：違反の程度に応じて2～5年

また、捏造、改ざん、盗用などの不正行為の防止を目的として、「競争的資金等に係

る研究活動における不正行為への対応方針」(平成 18 年 11 月 30 日)を制定しており、違反者に対しては厳格な処分を行います。

【不正行為者に対し環境省が行う措置の内容】

◎研究費の返還、以後の研究費の打ち切り

◎申請資格の停止：違反の程度に応じて 1～10 年

9. 研究課題の採択審査は外部委員が行うため、環境省幹部及び推進費担当者へ採択の陳情を行うことは全く意味がありませんので厳に慎んでください。万一陳情があった場合は、応募された研究課題は無条件で審査及び採択対象から除外します。また、一次審査及び二次審査とも、合否通知の時期を事前に連絡しますので、合否通知以前に環境省幹部及び推進費担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んで下さい。

0 目次

- I 地球環境研究総合推進費の目的と研究の性格
- II 公募する研究の対象分野
- III 研究の区分（制度区分）
- IV 公募の要件
 - 1. 共通事項
 - 2. 制度区分別事項
 - (1) 戦略的研究開発領域
 - (2) 地球環境問題対応型研究領域
 - (3) 地球環境研究革新型研究領域
 - (4) 国際交流研究（エコ・フロンティア・フェローシップ：EFF）
- V 応募書類及び提出方法
- VI 新規課題の採択方法について
- VII その他

[添付資料]

- (1) 平成22年度新規課題公募方針
- (2) 平成22年度戦略的研究開発領域課題
「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」＜S－8＞
- (3) 応募書類様式
(研究実施に係る承認書／研究分担に係る承諾・承認書様式を含む)
- (4) 国際交流研究実施要領

I 地球環境研究総合推進費の目的と研究の性格

○ 地球環境政策を科学的に支えることを目的としています。

推進費は、オゾン層の破壊や地球温暖化など、数々の地球環境問題を解決に導くための政策（ここでは地球環境政策と呼びます。）へ、研究活動による科学的知見の集積や科学的側面からの支援等を通じて、貢献・反映を図ることを目的とした研究資金です。このため、想定される研究成果により地球環境政策への貢献が期待できることが、採択に当たっての必要条件となります。これを満たさなければ採択されることはありません。

○ 競争的研究資金です。

推進費により実施する研究課題は、公募により研究者から提案のあった研究課題候補を、ピアレビューなど外部委員による審査を通じ、社会・経済・行政的視点及び科学・技術的視点による研究実施の価値、政策貢献への度合い、目標達成の可能性等の観点から評価した上で、地球環境に関する国内外の動向に即して、競争的に選定・採択します。

○ 地球環境問題解決のための独創的・先導的な研究を求めています。

地球温暖化をはじめとする様々な地球環境問題に関する新たな科学的知見の発見など、地球環境政策へ反映できる成果の提供等につながる独創性・先導性の高い研究を求めています。このため、既に採択されている研究課題との類似性が高い場合や、提案された研究内容について一定の成果が既に得られており、今後の発展度合いが小さいと判断された場合等は、採択の可能性が低くなります。推進費ホームページには、既に採択されている研究課題の概要を示していますのでぜひご覧下さい。なお、提案書における研究目標の設定に当たっては、実現可能性に照らしつつ、具体的な内容を明記して下さい。

○ 国際的な情勢や研究動向を踏まえて研究を推進します。

推進費は、国際的な情勢を踏まえ、条約やIPCCなど国際的な取組への科学的見地からの支援や科学的データの提供につながる研究のほか、新たな取組が必要な地球環境問題の解決に資する研究を推進します。また、国際的な研究動向を踏まえ、IGBP、IHDP、WCRP等の地球環境に関する国際的な共同研究計画への参加及びそれらとの連携を通じた適切な役割分担に資する研究や、アジア・太平洋地域等における地球環境政策へのフィードバックが期待されるような研究を推進します。

II 公募する研究の対象分野

今回公募する研究の対象分野は、以下の4つの分野のいずれかとします。複数の分野にまたがる研究の場合は、最も提案内容に合致した分野を選んで応募して下さい。また、研究課題は、この対象分野の問題（狭義の地球環境問題）の解決を第1の目的とした内容であることが必要です。

- (1) 全球システム変動
- (2) 越境汚染（大気・陸域・海域・国際河川）
- (3) 広域的な生態系保全・再生
- (4) 持続可能な社会・政策研究

以上の(1)～(4)の分野について、研究の対象、関連行政施策及び平成21年度実施中の研究課題、さらに平成22年度において環境省としてニーズが高い研究内容を『添付資料(1)：平成22年度新規課題公募方針』に記載していますので、ご参照ください。

III 研究の区分（制度区分）

本年度公募を行う研究区分（制度区分）は下記の4つです。

(1) 戦略的研究開発領域

我が国が世界に先駆けて、又は国際的な情勢を踏まえて、特に先導的に重点化して進めるべき大規模研究開発プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによって我が国が先導的な成果を上げることが期待される統合的な大規模研究開発プロジェクト。

公募に際し、予め環境省が研究プロジェクトの大枠（戦略研究テーマと呼びます。）を提示し、戦略研究テーマを構成するにふさわしい研究課題を公募します。採択された研究課題は、研究プロジェクトを構成するサブテーマとなります。

(2) 地球環境問題対応型研究領域

個別又は複数の地球環境問題の解決に資する研究プロジェクト。

公募に際して研究テーマを特定せず、「II 公募する研究の対象分野」に示した地球環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

(3) 地球環境研究革新型研究領域

本研究区分（制度区分）は、1) 新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの研究課題を募集する「若手枠」、2) 戦略的研究開発領域における戦略研究テーマの設定に関する課題検討調査研究を募集する「戦略FS枠」、3) 先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を統合・評価する研究課題を募集する「統合評価枠」の3つに細分されます。

1) 新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの研究課題を募集する「若手枠」。

(例)

- 地球環境に影響を及ぼす新規発見物質の発生と推移（fate）に関する研究
- 地球環境研究に関する新たな研究手法、観測・測定技術の開発
- 現時点で想定されていない新たな政策提言、国際的枠組みの構築につながる政

策研究 等

上記（２）の地球環境問題対応型研究領域と同様、公募に際して研究テーマを特定せず、地球環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

ただし、研究代表者及び研究参画者の全員が平成22年4月1日時点で40歳以下であることを要件とします。なお、出産・育児による休業のために研究活動ができなかった者に対しては、年齢制限を緩和する場合があります。詳細は研究調査室までお問い合わせ下さい。（連絡先は本要項の末尾を参照のこと。）

2) 戦略的研究開発領域における戦略研究の実施に関する課題検討調査研究を募集する「戦略FS枠」。

戦略的研究開発領域において適切な戦略研究を実施するため、環境省が指定する分野について、実施の具体的方途について事前に検討・分析を行う研究課題を公募します。

3) 先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を統合・評価する研究課題を募集する「統合評価枠」。

研究対象の4つの分野について、先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を統合・評価する研究課題を公募します。その研究成果は、特定の研究分野に関するまとまった科学的知見として、行政担当者が政策立案の際や国際交渉の場で活用することを想定しています。

(4) 国際交流研究（エコ・フロンティア・フェローシップ：EFF）

上記（１）又は（２）の研究課題を進めるに当たって、海外の優秀な研究者（主に若手研究者）を招聘して、国内の研究機関の研究者（以下、「受け入れ研究者」と呼びます。）と共同で研究を行うためのフェローシップ制度です。

受け入れ研究者と海外からの招聘研究者（フェロー）とが行う共同研究課題を公募します。

原則として、受け入れ研究者は、平成21年度に実施中の上記（１）又は（２）の研究課題の研究代表者又はサブテーマリーダーであって、かつ、当該研究課題が平成22年度も継続見込みの場合に限られます。すなわち、平成22年度新規課題についてのEFFは原則公募しませんのでご注意ください。

なお、戦略的研究開発領域の研究課題に限り、招聘研究者に係る来日手続きを速やかに実施することで初年度から十分な研究期間が確保でき、かつ、当該招聘研究者が確実に研究に従事できると認められる場合は応募できます。

IV 公募の要件

1. 共通事項

(1) 研究代表者の要件

応募は、1人の研究者が単独で研究を行う場合は当該研究者に、また、複数の研究者が研究チームを構成して研究を行う場合は研究チームの代表者（以下、「研究代表者」と呼びます。）に行っていただきます。

研究代表者は、応募した研究課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有する者としてします。また、研究課題が採択された後は、研究代表者は、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究参画者の代表として

研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究参画者の分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、研究の円滑な実施のための進行管理を行うこととなります。

このため、研究代表者は次の要件を全て満たすことが必要です。

1) 日本国内において、地球環境に関する研究を実施する能力のある下記の機関に所属している常勤又は非常勤の研究者であること。ただし、非常勤の場合は、予定される研究期間（例えば、地球環境問題対応型研究領域の場合は3年間。）について所属研究機関に雇用されることが保証されていること。

- ① 国立試験研究機関、独立行政法人研究機関
- ② 大学（国公立を問いません。）、高等専門学校（高等学校は含みません。）
- ③ 地方公共団体の設立した研究所
- ④ 法律に基づき設立された法人又は民法第34条の規定により設立された法人のうち、研究に必要な設備・研究者を有するもの
- ⑤ 民間企業の研究所等、上記のいずれにも該当しない組織で、研究に必要な設備・研究者を有するもの（学会事務局は研究機関ではないので該当しません。）

なお、「所属」とは雇用契約があることを意味し、単に委員委嘱等により当該研究機関の活動に参画している場合は含みません。このため、名誉教授、大学院生等は職員ではありませんので、研究代表者として認められません。

2) 提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有していること。

3) 研究期間を通じて研究全体に責任を負い、研究に力を注ぐことができること。

4) 「地球環境問題対応型研究領域」及び「地球環境研究革新型研究領域」について、同じ研究区分に同時に複数の研究課題を応募しないこと。（例えば、「地球環境問題対応型研究領域」の研究代表者として、同時に2つの研究課題を提案することはできません。万一提案した場合は、いずれの課題も審査対象としません。）

また、「地球環境問題対応型研究領域」と「地球環境研究革新型研究領域」についても、同一の研究代表者が同時に応募することはできません。

5) 現在推進費で実施している研究課題（戦略的研究開発領域の研究課題を除く。）の研究代表者であっても、当該研究課題が平成21年度で予定の研究期間を終了する場合は応募できますが、その際は上記4)に準じます。一方、「地球環境問題対応型研究領域」又は「地球環境研究革新型研究領域」の研究課題を実施中で、当該研究課題が平成22年度も継続予定の研究代表者は、平成22年度には「地球環境問題対応型研究領域」及び「地球環境研究革新型研究領域」のいずれの研究区分にも応募できません。

(参考) 同一研究代表者による重複応募の可否について (○が可能、×が不可)

		応募しようとする区分		
		戦略的研究開発領域 (提案時代表者)	地球環境問題対応型研究領域	地球環境研究革新型研究領域
追加応募しようとする区分	戦略的研究開発領域 (提案時代表者)	×	○	○
	地球環境問題対応型研究領域	○*	×	×
	地球環境研究革新型研究領域	○*	×	×

* 戦略型に応募する研究代表者は、問題対応型か革新型のいずれか一つに同時に応募できますが、両区分に重複して応募はできません。

6) 「地球環境研究革新型研究領域」の「若手枠」に応募する場合は、研究代表者を含む研究チームの全ての構成員の年齢が、平成22年4月1日において40歳以下であること。

※ 競争的研究資金制度においては、できるだけ多くの研究者が応募できることが望ましく、特定の研究者への研究費の過度の集中を防ぐ必要があります。このため、エフォート (=研究専従率: 1年間の仕事を100%とした場合、当該研究課題の実施に必要なとされる時間の配分率) の導入や政府研究開発データベースによる資源配分のチェックが行われていることから、応募に当たっては研究参画者が特定の研究者に偏ることのないようご留意下さい。

※ 推進費の研究代表者、研究参画者におかれては、可能な限り高いエフォートを確保されるようご留意下さい。

(2) 研究参画者の要件

研究参画者 (研究に直接携わる者) は、現時点で国内の研究機関に所属している、又は推進費委託契約締結時点 (平成22年5~6月頃) で所属予定の研究者とします。この要件を担保するため、応募様式を提出する際に、雇用予定証明書を下記担当者宛てに提出していただきます。その際、研究報告書の担当部分を責任をもって執筆し、かつ、担当部分の進捗状況の照会適切に回答できる者を研究チームの構成員として記載して下さい。データ収集のみの担当者等を研究チームの構成員として記載しないで下さい。ただし、論文発表時の連名は差し支えありません。

ここでいう「研究機関」とは、IV-1-(1)-1) に示すとおりであり、「所属」とは、常勤・非常勤を問わず、職員としての雇用契約がある場合を指し、単に委員

委嘱等により研究機関の活動に参画している場合は含みません。

したがって、大学院生、名誉教授等は職員ではなく、研究参画者として認められませんので、記載しないで下さい。ただし、名誉教授が他の大学の教授を兼任されている場合は、他の大学の教授職として研究参画者になることは可能です。

(3) 研究チームの要件（複数の研究者により研究チームを構成する場合）

推進費における研究チームは、以下の2パターンを想定しています。

- ① 同一の研究機関（研究契約の締結に当たり、同一の研究機関とされる範囲を想定。）に所属する研究者で構成する研究チームから応募する場合
- ② 研究の効率的・効果的推進の観点から、複数の研究機関にまたがって研究チームを構成する場合

このうち、②の場合は、研究チームの責任体制を明確化するため、原則として、研究課題を構成するサブテーマ（戦略的研究開発領域 S-8 の公募領域 1～9 に応募する場合は、サブテーマをサブサブテーマに読み替えて下さい。）は、1 研究機関が担当することとします。1 つのサブテーマを 2 つ以上の研究機関が担当することは認められません。なお、研究契約の単位については、大学によっては学部レベルになっている場合もありますので、契約事務担当者にご確認下さい。

研究代表者には、サブテーマ毎に決めていただく代表者のうちの 1 人が就任し、研究課題全体の総責任者となります。このため、研究代表者は、必ずいずれかのサブテーマの代表者を兼任することになります。

また、サブテーマの構成員は、原則として、当該サブテーマの代表者と同一の研究機関に所属している必要があります。ここでいう「所属」とは、常勤・非常勤を問わず、職員としての雇用契約がある場合を指し、単に委員委嘱等により研究機関の活動に参画している場合は含みません。

なお、研究チームは、中間評価における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、研究開始当初に登録されていない研究機関を途中で追加する等の変更はできません。

(4) 試験研究機関等の承認

研究代表者及び研究参画者は、予め、次の①及び②の事項について、それぞれが所属する研究機関等の代表者の承認を得て下さい。

- ① 応募に係る研究課題を所属する研究機関等の業務（公務等）として行うこと。
ただし、IV-1-(1)-1)-①の研究機関に属する研究代表者又は研究参画者に係る承認についてはこの限りでない。
- ② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行うこと。

(5) 研究計画

研究計画では、研究課題全体及びサブテーマ毎に、研究期間中の各年度の達成目標（定量的な達成目標であることが必要です。）を整理し、記述していただきます。研究課題の中間評価及び事後評価においては、研究計画に照らして、研究の進捗状況や目標の達成状況が評価されます。

(6) 計上できる研究費

研究契約は、環境省と各研究機関との間における委託契約です。研究者に対する個人補助ではありません。委託契約であるため、委託金については、原則として先払いは行っておりませんのでご注意下さい。

研究費には、直接経費と間接経費があります。応募に際しては、直接経費のみ計上していただきます。直接経費の区分は以下のとおりです。

※ 項目の区分に当たって

直接経費では、土地を購入する経費、建物を建設・修繕する経費、研究機関における共通的な老朽備品の修繕・更新のための経費は計上できません。また、推進費の研究課題の推進を主たる目的としないような「研究者の日常業務に必要な機器」（例えば、汎用性のある測定機器やパーソナルコンピュータなど。）の購入は認められません。備品についても、原則として認められませんのでご注意ください。

応募に当たっては、おおよその研究費を記載していただきますが、研究費の最終的な額については、研究課題の採択後に確定します。また、2年目以降の研究費については、1年目と同額ではなく、研究の進捗状況等に応じてその都度決定します。

① 人件費

研究課題の実施に際し、ポスドクやその他の研究者、研究支援者を当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費。ただし、国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人研究機関、国立大学法人等は、常勤の研究者の人件費を計上することはできません。なお、ポスドク等の研究者の人件費については、申告したエフォートが人件費の積算根拠になります。

② 諸謝金

③ 職員旅費

④ 試験研究旅費

⑤ 外国旅費

研究課題に係る調査等のため、外国に出張することが必要と認められる場合は、当該出張に必要な経費。

⑥ 委員等旅費

⑦ 外国人招聘旅費

研究課題を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合は、当該外国人の招聘に必要な経費。

⑧ 試験研究費

消耗品の購入、通信運搬、借料損料、印刷製本、賃金職員の雇用、雑役務の実施等に必要な経費。

⑨ 土地建物等借料

⑩ 招聘外国人滞在費

研究課題を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合は、当該外国人の国内滞在に必要な経費。

※ 間接経費とは、以下のものをいいます。

研究課題の実施にともない研究機関に必要となる管理等に係る経費を、直接研究費に対する一定比率の額の間接経費として手当てすることにより、競争的研究資金のより効果的・効率的な活用を促進します。また、間接経費は、競争的研究資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用されることで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることにも役立ちます。現在、直接研究費の30%相当額を間接経費として配分しています。なお、間接経費の主な使途については、別表の例示を参照して下さい。

※ 研究費は、年度毎に当該年度分の額を決定します。ただし、研究課題が当該年度内に終わらず、次年度も引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、当該年度内に使用できなかった予算を、翌年度へ繰り越すことができます。

ア. 研究着手前後に追加的な事前調査や研究方式の再検討が必要となった場合。

研究に着手して初めて明らかになった汚染状況など、当初は予期できなかった新たな現象や知見に遭遇した場合、また、研究課題の採択時から研究計画の策定時までの間に、研究計画に重大な影響を及ぼす新たな知見が明らかになった場合、国内外の関連学会等における情報収集や当初予定していた研究方式の再検討などを行う必要があり、それに予想以上の日数を要する恐れがある場合。

イ. 研究計画に関する諸条件に変更があった場合。

研究実施中に、当初は予期できなかった新技術・新素材及び新規条件が出現した場合、装置等の仕様の再検討が必要になった場合、研究の推進に必要な優秀な研究者の適時確保が困難になった場合、海外研究機関との共同研究で相手側に不測の事態が生じ共同研究が継続できなくなった場合など、当初の研究計画の変更を余儀なくされた場合。

ウ. 予想外の気象変化があった場合。

屋外での調査研究について、台風、豪雨、豪雪等の影響により、計画の遅延を余儀なくされた場合。

エ. 資材の入手が困難な場合。

研究課題の実施上必要となる特殊な素材や材料（DNAチップなど）の入手や製作が困難となり、計画の遅延を余儀なくされた場合。

オ. その他ア～エに類似の事由でやむを得ないと認められた場合。

(7) 注意事項

1) 既助成課題の応募禁止

他府省が所管する研究費助成制度により実施中の研究課題（平成21年度末をもって終了するものを除き、平成22年度からの助成が決定しているものを含む。）と内容が類似している研究課題については、推進費へ応募できません。

また、研究代表者及び研究参画者は、推進費への応募後、当該応募に係る研究課題と内容が同じ研究課題が、他府省が所管する研究費助成制度の対象となった場合は、直ちに研究調査室にご連絡下さい。

なお、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の競争的研究資金担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取

り消すことがあります。

2) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、研究課題の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、研究費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

3) 不適正経理等に対する措置

研究費の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により研究費の配分を受けた場合に対応するため、環境省では「環境省の所管する競争的資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定」(平成19年4月20日改正 環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部、総合環境政策局、地球環境局)を策定しています。研究代表者又は研究参画者がこれに関与した場合、研究資金の執行停止・返還、申請資格の制限など必要な措置を講ずるほか、他府省の競争的研究資金担当課にも当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしているため、他府省の競争的研究資金への応募についても制限される場合があります。

4) 不正行為に対する措置

研究上の不正行為(データの捏造、改ざん、盗用等)に対応するため、環境省では「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」(平成18年11月30日 総合環境政策局長決定)を策定しています。研究上の不正行為が認められた場合、研究資金の執行停止・返還、申請資格の制限など必要な措置を講ずるほか、他府省の競争的研究資金担当課にも当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしているため、他府省の競争的研究資金への応募についても制限される場合があります。

5) 研究費の適正な管理について

各研究機関の責任において研究費の管理が適正に行われるよう、環境省では「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年3月30日 総合環境政策局長決定)を策定しています。当ガイドラインに沿った対応により、各研究機関は研究費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めて下さい。

6) 地球環境研究企画委員会委員との接触の禁止

新規課題の採択は、外部有識者からなる地球環境研究企画委員会での評価結果を踏まえて決定しています。当該委員会の名簿については、採択する研究課題が決定した後、ホームページで公表していますが、研究代表者及び研究参画者は、採択後であっても評価に係る事項に関して委員と接触してはいけません。

2. 制度区分別事項

(1) 戦略的研究開発領域

本研究区分では、あらかじめ環境省が研究プロジェクトの大枠(戦略研究テーマと呼びます。)を提示し、戦略研究テーマを構成するにふさわしい具体的な研究課題を公募するものです。

平成22年度は、<S-8>を立ち上げます。応募に当たっては、添付資料(2)「平成21年度戦略的研究開発領域課題<S-8>」をご参照の上、以下の事項にご留意下さい。

1) 研究プロジェクトの概要について

① 研究プロジェクトの研究期間及び予算規模

研究プロジェクトの研究期間は、平成22年度～平成24年度までの3年間（第Ⅰ期）と平成25年度～平成26年度までの2年間（第Ⅱ期）に分け、合計5年間を基本とします。ただし、中間評価を3年目に実施し、その結果第Ⅱ期への移行が適当でないと認められる時は第Ⅰ期で終了します。

研究プロジェクト全体の予算規模は、3.5億円程度／年、また、研究プロジェクトを構成する各研究課題（今回の公募対象です。）の予算規模は、数百万円／年～約5千万円／年（直接経費のみ）を想定しています。

② 研究プロジェクトリーダー

研究プロジェクト全体を総括し、研究の進捗や資源配分に責任を有する研究プロジェクトリーダーは、＜S－8＞では、茨城大学の三村 信男 教授とします。

③ 戦略研究テーマ名

平成21年度で終了する＜S－4＞では、我が国においても、今後、国民生活に関係する広範な分野で一層大きな温暖化の影響が予想されること、世界的に温室効果ガス排出が大幅に削減された場合、我が国に対する被害も相当程度減少すると見込まれるが、温室効果ガス濃度を450ppmに安定化した場合でも一定の被害が生じることは避けられないことを明らかにしました。

今後は、温暖化にともなう我が国全体への影響の信頼性の向上のみならず、自治体からのニーズを踏まえ、自治体レベルでの影響の定量的な評価を可能とする簡易な手法の開発や、自治体レベルで適応策を社会実装するための総合政策化方策を提示する必要があります。さらに、国際貢献の観点から、途上国に適応可能な脆弱性・影響・適応効果評価指標を開発・標準化し、その成果を国際フォーラムへインプットする必要があります。

このため、次に掲げるものを＜S－8＞の戦略研究テーマ名とします。

『温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究』

④ 研究プロジェクトの目的と概要

＜S－8＞の背景、目的及び概要については、添付資料（2）「平成22年度戦略的研究開発領域課題＜S－8＞」をご参照下さい。

⑤ 研究プロジェクト構成研究課題

研究プロジェクトの大枠は、上記①～④に記したとおりですが、現時点ではこの研究プロジェクトを構成する個々の研究課題（研究者名や研究計画・手法等）は未定です。

このため、上記①～④の大枠の下で、研究プロジェクトを構成するにふさわしい研究課題（研究プロジェクト構成研究課題という。）を公募します。

2) 研究プロジェクト構成研究課題の研究体制に関する要件について

下記3)-②に示す公募対象領域毎に公募することとし、それぞれの応募研究課題毎に提案時研究代表者を選定いただきます。提案時研究代表者の要件は、IV-1-(1)「研究代表者の要件」に準じます。

なお、研究プロジェクト構成研究課題の場合は、他の研究区分への応募研究課題の場合と異なり、採択に際して研究プロジェクト全体としての整合性の確保や重点化等を図るために、応募いただいた研究課題に含まれる内容・参画者の一部分だけに限って採択するなど、研究課題の構成を大幅に変更した上で採択する場合がございますので、その点を予めご留意下さい。

3) その他の留意事項について

① 研究プロジェクト構成研究課題の研究期間と予算規模

研究プロジェクト構成研究課題の研究期間は、上記2-(1)-1)に示す研究プロジェクト全体と同様、平成22年度～平成24年度までの3年間(第Ⅰ期)及び平成25年度～平成26年度までの2年間(第Ⅱ期)の計5年間を基本とします。ただし、中間評価を3年目に実施し、その結果を踏まえ、第Ⅰ期での終了を含め、第Ⅱ期以降の研究計画の再検討を行います。

研究プロジェクト構成研究課題の予算規模は、数百万円/年～約5千万円/年(直接経費のみ)の範囲内とします。

② 公募対象領域

研究プロジェクト構成研究課題の応募とその後の審査をスムーズに進めるため、上記2-(1)-1)-③に示す戦略研究テーマを、<S-8>については、以下のとおり10の公募領域に区分します。応募の際には該当する領域を明記して下さい。

<テーマ1>

我が国全体への温暖化影響の信頼性の高い定量的評価に関する研究

テーマ1-1	総括	公募領域	1
テーマ1-2	水資源	公募領域	2
テーマ1-3	生態系・森林	公募領域	3
テーマ1-4	農業・食料生産	公募領域	4
テーマ1-5	沿岸・防災	公募領域	5
テーマ1-6	健康	公募領域	6
テーマ1-7	エネルギー・産業	公募領域	7

<テーマ2>

自治体(都道府県、市町村)レベルでの影響評価と総合的適応政策に関する研究

テーマ2-1	総括	公募領域	8
テーマ2-2	モデル地域	公募領域	9

<テーマ3>

アジア太平洋地域における脆弱性及び適応効果評価指標に関する研究

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公募領域 10

- ※ 公募領域1～9はそれぞれ単独又は少数の研究機関による研究チームを想定
- ※ 公募領域9は2～3課題の採択を予定（その他は1課題の採択を予定）
- ※ 同一研究代表者による公募領域8と9への重複応募は、例外として可。

(2) 地球環境問題対応型研究領域

個別又は複数の地球環境問題の解決に資する研究課題です。応募に当たっては、以下の事項にご留意下さい。

1) 研究課題の対象分野と要件

公募の対象となる研究課題は、「Ⅱ 公募する研究の対象分野」に示した(1)～(4)の分野のいずれか、又は複数の分野を対象とするものとします。

研究課題の目的は、「Ⅰ 地球環境研究総合推進費の目的と研究の性格」に則ったものとします。

推進費により実施中の研究課題や平成22年度の公募に当たって環境省が重点的に募集する必要があると考えている研究例の詳細については、添付資料(1)「平成22年度新規課題の公募方針」に示しますのでご参照下さい。

なお、添付資料(1)は、重点的に公募したい研究例を現時点において想定したものであり、研究例に記載されたもの以外の研究を受け付けない又は採択しない訳ではありません。

2) 予算規模

約1千万円/年～約1億円/年(直接経費のみ)

採択研究課題への予算の配分額は、推進費全体の予算状況及び各研究課題の評価結果を勘案して決定しますので、必ずしも提案どおりの予算額が配分されるとは限りません。提案した研究内容に対して明らかに過大な予算要求額は、審査の過程で評価委員に不適切な研究計画との印象を与えますので、実勢に従って現実的な予算額を計上願います。なお、これまでの当領域における1研究課題当たり平均予算額は3千万円/年～4千万円/年ですが、研究課題の内容に応じて異なります。

3) 研究期間

原則として3年間を基本としますが、研究開始2年目に実施する中間評価において高い評価を得、さらに研究開始3年目に実施する2回目の中間評価において延長が妥当と評価されたものについては、最長2年間の延長が可能です。ただし、当初計画における目標は予定どおり3年での達成を目指していただきます。2年間の延長は、目標達成の先送りではなく、質的に更に発展させた研究成果を得ることが目的です。

4) 研究開始後の研究評価

研究開始2年目に中間評価を、また、研究終了の翌年度に事後評価を実施します。なお、中間評価において高い評価を受け、かつ研究期間の延長を希望する研究課題については、研究開始3年目に2回目の中間評価を行い、延長の可否を判

断します。

- 5) 新規採択予定課題数は、推進費全体の予算状況や各応募課題の評価結果により変わる場合があります。詳しくは、VI-1-(5)をご参照下さい。

(3) 地球環境研究革新型研究領域

本研究区分（制度区分）には、①若手枠、②戦略FS枠、③統合評価枠、の3つの枠があります。

1) 研究課題の対象分野と要件

① 若手枠

上記(2)の地球環境問題対応型研究領域と同様、公募の対象となる研究課題は、「Ⅱ 公募する研究の対象分野」に示した(1)～(4)の分野のいずれか、又は複数の分野を対象とするものとしますが、特に新規性・独創性・革新性の高い地球環境研究課題を広く公募します。

ただし、研究代表者及び研究参画者の全員が平成22年4月1日時点で40歳以下であることを要件とします。なお、出産・育児による休業のために研究活動ができなかった者に対しては、年齢制限を緩和する場合があります。詳細は研究調査室までお問い合わせ下さい。（連絡先は本要項の末尾を参照のこと。）

② 戦略FS枠

戦略的研究開発領域において適切な戦略研究を実施するため、環境省が指定する分野について、実施の具体的方途について事前に検討・分析を行う研究課題を公募します。

平成22年度は、平成23年度開始予定の戦略的研究開発領域の研究課題（広域的な生態系保全・再生分野）に関する課題検討調査研究を公募します。

具体的には、2010年10月に愛知県名古屋市で開催される第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）の最重要課題として、2010年目標の達成状況の評価及びポスト2010年目標について議論される予定であり、ポスト2010年目標を意識した指標性があり且つ定量的な生物多様性の現状の評価・予測に資する研究提案を求めています。

③ 統合評価枠

研究対象の4つの分野について、先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を統合・評価する研究課題を公募します。

具体的には、特定の研究分野の研究成果を、関連する学会、グループ等がレビューして、行政担当者がまとめた科学的知見として活用できる科学的評価レポートを作成する研究提案を求めています。

2) 予算規模

約百万円～約1千万円／年（直接経費のみ）

3) 研究期間

若手枠：1年間又は2年間（応募時に研究代表者が選択）

戦略FS枠、統合評価枠：1年間

- 4) 新規採択予定課題数10程度ですが、推進費全体の予算状況や各応募課題の評価結果により変わる場合があります。詳しくは、VI-1-(5)をご参照下さい。

(4) 国際交流研究 (エコ・フロンティア・フェローシップ: EFF)

上記(1)又は(2)の研究課題を進めるに当たって、海外の優秀な研究者(主に若手研究者)を招聘して、受け入れ研究者と共同で研究を行うためのフェローシップ制度です。

1) フェローの要件

以下の全てに該当する者とします。

- ・ 日本国籍又は日本の永住権を有しない者
- ・ 自然科学又は人文社会科学部門における博士号取得者又は同等の学位・資格を有する者。但し、先進国以外の国において当該学位・資格を得た場合は、先進国における研究活動歴が3年以上ある者又は同等の実力を有すると認められる者
- ・ 研究活動に支障のない健康な者
- ・ 日本語または英語に堪能な者

2) 受け入れ研究者及び受け入れ研究機関の要件

受け入れ研究者は、原則として、平成21年度に実施中の上記(1)又は(2)の研究課題の研究代表者又はサブテーマリーダーであって、かつ、当該研究課題が平成22年度も継続見込みの場合に限られます。

また、受け入れ研究機関は、受け入れ研究者の所属する研究機関に限られます。

なお、戦略的研究開発領域の研究課題に限り、招聘研究者に係る来日手続きを速やかに実施することで初年度から十分な研究期間が確保でき、かつ、当該招聘研究者が確実に研究に従事できると認められる場合は応募できます。

本研究区分(国際交流研究)の場合、フェローの入出国手続きや住居の選定、各種手当の支給など、日本滞在のための各種事務作業は、環境省より委託を受けた業者が一括して行うこととなっています。このため、受け入れ研究者は、フェローとの共同研究の推進に専念することが可能となります。

3) 研究課題の提案者(応募者)

研究課題に関する応募書類の提案者(応募者)には、受け入れ研究者がなっただけきます。受け入れ研究者一人当たり、既に受け入れているフェローを含め、最大で3名までのフェローを受け入れることが可能です。このため、平成22年度に継続するフェローのいない受け入れ研究者の場合、最大3課題(フェロー3人)の応募が可能となります。

4) フェローの実施する研究課題(国際交流研究課題)の要件

フェローの実施する研究課題は、受け入れ研究者が参画している推進費による研究プロジェクト又は研究課題(親課題と呼びます。)の一部を構成する研究課題とします。具体的には、親課題の中の1つのサブテーマをフェローが担当することとなります。このため、フェローを受け入れた場合、原則として、平成21年度に実施中で平成22年度も継続する研究課題(親課題)に、フェローの実施する研究課題を新規のサブテーマとして加えることとなります。

5) 予算規模

- ① 研究費：2～3百万円程度／課題／年
- ② 滞在費等：
 - ・ 招聘旅費（原則として日本までの航空運賃）
 - ・ 生活費（月額30万円）
 - ・ 住居手当（月額最高限度10万円）
 - ・ 移転料（最高限度20万円）
 - ・ 家族手当（同伴家族がある場合、その人数にかかわらず月額5万円）
 - ・ 健康保険料
 - ・ 国内旅費

6) 研究期間（滞在期間）

原則3ヶ月～12ヶ月

7) 研究開始後の評価

評価は、親課題の中間・事後評価の際に併せて行います。

8) 新規採択予定人数

数人程度を予定していますが、推進費全体の予算状況や各応募課題の評価結果により変わる場合があります。詳しくは、VI-1-(5)をご参照下さい。

9) フェローシップ制度の詳細について

フェローシップ制度の詳細については、EFF マニュアル及びEFFパンフレットをご覧ください。これらは、(社)国際環境研究協会に配布していますので、必要な場合は、同協会に直接ご連絡下さい。((社)国際環境研究協会 TEL03-5812-2105 FAX03-5812-2106)

V 応募書類及び提出方法

1. 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は、研究区分（制度区分）毎に以下のとおりとします。必ず、添付資料（3）応募書類様式に従って下さい。

- (1) 戦略的研究開発領域 → 「H22戦略研究プロジェクト構成課題応募様式」
- (2) 地球環境問題対応型研究領域 → 「H22地球環境問題対応型研究課題応募様式」
- (3) 地球環境研究革新型研究領域 → 「H22地球環境研究革新型研究課題応募様式」
- (4) 国際交流研究（エコ・フロンティア・フェローシップ：EFF）
→ 「H22国際交流研究応募様式」、推薦状（1名、A4サイズ1枚以内、推薦者のサイン必要、その他様式自由）、発表論文のコピー（3編以内）*

* 推薦状（推薦者1名分）及び発表論文のコピーは、書面によるものを別途研究調査室宛に郵送していただきます。

* 課題の採択内定後、フェローの推薦状（推薦者2名）及び健康診断書1通を追加提出していただきます。

プリントアウトではなく、電子ファイルで提出していただきますので、ご注意ください。応募書類の作成に当たっては、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/policy/tech/koubo.html>）の「新規課題公募に関する案内ページ」から、必ず、様式ファイルをダウンロードして作成するようお願いいたします。また、推進費の詳細については、以下の推進費ホームページ（<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>）を参照してください。昨年度版の様式ファイルは絶対に使用しないで下さい。

◎国際交流研究の推薦状及びフェローの執筆論文のコピーの送付先

推薦状（コピー又はFaxでも結構です。）とフェローの執筆論文を、各10部コピーの上、送付して下さい。送付先は、下記のとおりです。

○送付先の住所： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

○宛先は「環境省地球環境局総務課研究調査室 推進費担当宛」として下さい。

○電話番号はTEL:03-3581-3351（内線6732）

○封筒等の表に、必ず、赤字で「新規EFF推薦状等在中」と記して下さい。

2. 応募手続きについて

(1) 応募の方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での応募とします。その際、研究実施に係る所属研究機関の承認書及び研究分担に係る承諾・承認書の提出が必要です。応募様式の末尾に全研究参加者の承諾・承認書を添付した上で、応募して下さい。

(2) システムの操作方法に関する問い合わせ先

地球環境研究総合推進費に関する問い合わせは、従来通り環境省にて受付けます。

システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けます。

地球環境研究総合推進費のホームページおよびシステムのポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○地球環境研究総合推進費のホームページ：

<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

（なお、研究者、研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトの最下層にリンクを設けています。）

（問い合わせ先一覧）

地球環境研究総合推進費に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境省地球環境局 総務課研究調査室	03-3581-3351（代表）内線6732 e-mail： suishinhi@env.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理 システム（e-Rad）ヘル プデスク	0120-066-877 （受付時間帯） 午前9：30 ～ 午後5：

		30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始（12月29日～ 1月3日）を除く
--	--	---

【注意事項】

ヘルプデスクは研究機関・研究者の登録やe-Radの操作についての問い合わせ先ですが、以下のように配分機関にお問い合わせいただく内容が大変多く含まれています。

以下のような項目については、環境省地球環境局総務課研究調査室あてにお問い合わせいただくようお願いします。

- ・予算額・経費には何を入力すればいいのか
- ・公募締切後だが応募したい
- ・配分機関へ提出済みの課題を修正したい
- ・実施中の課題（応募・受入状況）には何を入力すればいいのか
- ・継続課題で必須入力となっている課題IDが分からない
- ・配分機関に提出する前に入力した内容を確認してほしい
- ・応募したいが何をすればいいか教えてほしい
- ・応募に当たって別途郵送が必要な書類の種類は何か
- ・応募したいがどの種目に該当するのか
- ・審査結果はいつ分かるのか
- ・任意入力項目に記入するかどうかで有利（不利）になるのか
- ・採択後の事務作業は大変なのか
- ・受付中公募一覧から申請様式を取得できないが、どうすればいいか。
- ・各事業が提示している様式には何を記述すればいいのか。
- ・応募に関わる研究者は、どの範囲まで登録する必要があるのか。
- ・e-Radへの応募情報の登録は、どの立場の研究者が行えばいいのか。
- ・公募期限までに、研究機関あるいは研究代表者・研究参加者の登録が間に合わないが、どうすればいいか。
- ・応募・受入状況の入力欄に登録するべきものが11件以上あるが、どれを入力すればいいのか。
- ・研究目的や研究概要に入力可能な文字数について、様式よりもe-Radの方が少ないため、双方の内容が異なってしまったが問題ないのか。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

（3）e-Radシステムの使用に当たっての留意事項

① システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

② e-Radシステムの利用可能時間帯

（月～金） 午前6：00から翌午前2：00まで

（土曜日） 午後0：00から翌午前2：00まで

（日曜日） 午後0：00から翌午前2：00まで

なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radシステムの運用を停止することがあります。e-Radの運用を停止する場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、課題代表者が所属する研究機関及び研究参加者が所属する研究機関は、応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する課題代表者及び研究に参加する研究参加者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

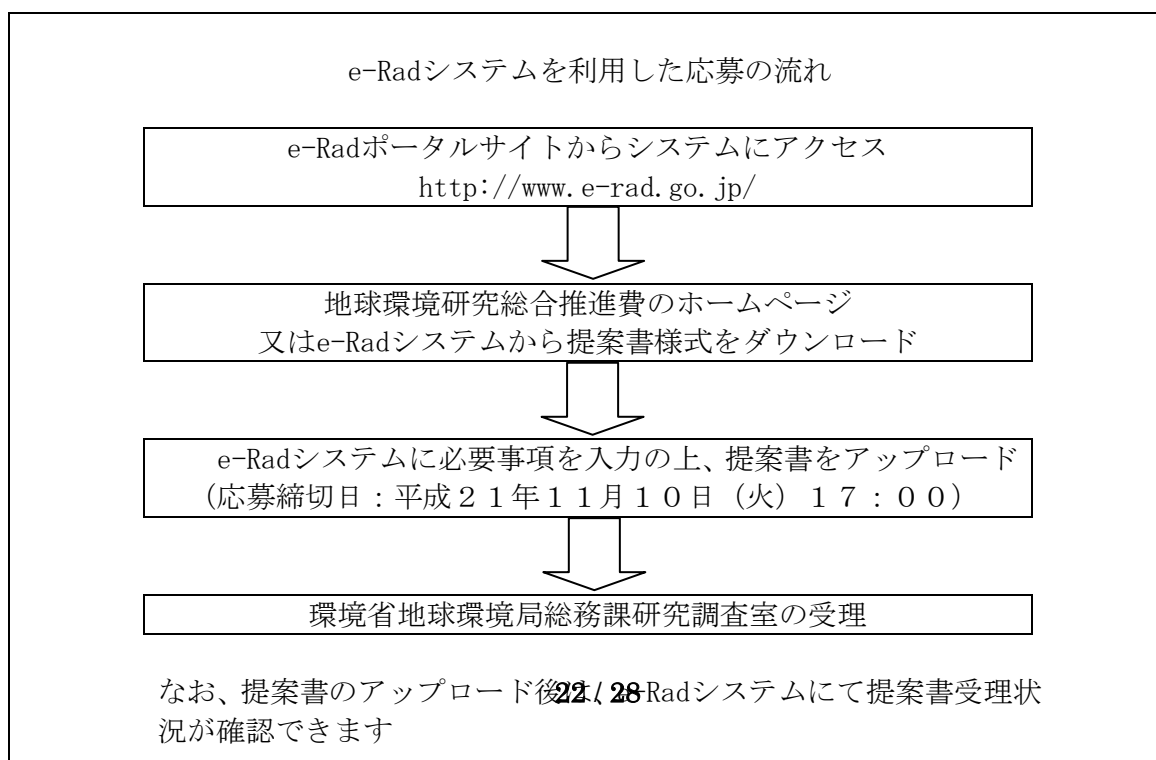
所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照してください。

⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(4) e-Radシステムを利用した応募の流れ



(5) 提案書類の注意事項

ポータルサイト	http://www.e-rad.go.jp/												
提出締切	平成21年11月10日(火) 17:00												
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの利用方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ システムを利用の上、提出してください。 e-Radシステムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 ・ 応募書類様式のダウンロード <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。 ・ ファイル種別 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。なお、Word、一太郎、PDFは以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○ Word 2000以降 ○ 一太郎 Ver. 12以降 ○ Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0以降 ・ 画像ファイル形式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照してください。 ・ ファイル容量 <ul style="list-style-type: none"> ・ アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは環境省地球環境局総務課研究調査室へ問い合わせてください。 <table border="1" data-bbox="411 1294 911 1496"> <thead> <tr> <th>ファイル</th> <th>最大サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果概要</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果報告書</td> <td>5 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> </tbody> </table> ・ 提案書アップロード <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7システムの基本的な操作方法」を参照して下さい。 ・ 提案書アップロード後の修正 <ul style="list-style-type: none"> <所属研究機関を經由しない場合> 研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、環境省地球環境局総務課研究調査室へ修正したい旨を連絡してください。 ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切 	ファイル	最大サイズ	公募	3 Mbyte	交付・委託契約手続き	1 Mbyte	成果概要	3 Mbyte	成果報告書	5 Mbyte	実績・完了報告書	1 Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3 Mbyte												
交付・委託契約手続き	1 Mbyte												
成果概要	3 Mbyte												
成果報告書	5 Mbyte												
実績・完了報告書	1 Mbyte												

<ul style="list-style-type: none"> ・受付状況の確認 ・その他 	<p>日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、環境省地球環境局総務課研究調査室まで連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。 <p>上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Radポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者が責任を持って環境省地球環境局総務課研究調査室へ提出してください。提案者とは、「戦略的研究開発領域」の場合は提案課題代表者、「地球環境問題対応型研究領域」又は「地球環境研究革新型研究領域」の場合は研究課題代表者、「国際交流研究」の場合は受け入れ研究者を指します。 ・契約事務に関するトラブルを避けるため、<u>所属研究機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募して下さい。</u> また、<u>国立試験研究機関、独立行政法人研究機関に所属する研究者が応募する場合（研究参画者の場合を含む）は、所属研究機関の担当窓口に加え、所管府省の担当窓口にも事前に応募書類を提出し、応募内容（提案研究課題）が所属研究機関の既存の研究及び所管府省の既存の事業と重複していないことの確認を受けるとともに、応募の承諾も得てください。</u>国立試験研究機関、独立行政法人研究機関における契約手続きは、原則として所管府省と行っていただきます。このため、<u>所管府省の承諾を得ずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。</u>
--	--

3. 公募要領等見直しに関する問い合わせ先

文部科学省 府省共通研究開発管理システム運用担当
電話番号：03-5253-4111（内線2249）
E-mail：e-rad@mext.go.jp

4. 応募書類の受付期間について

平成21年10月5日(月)15:00～平成21年11月10日(火)17:00まで（必着）

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募課題として受け付けません。例年、締切日時を過ぎてから何件か応募がありますが、一切受理していません。

また、例年締め切り間近に申請が集中し、受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕をもって申請して下さい。

※締切日時は、記入間違い等の訂正による再提出も含めた締切日時です。締切間際に提出されて記入間違い・記入漏れがあった場合、問題点は指摘しますが、訂正版の提

出が締切時刻を過ぎると一切受理できませんので、余裕をもって提出下さい。

5. その他必要な事項

特許権等の研究開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させ得るものとし、納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとし、また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

その他、以下の資料を参照して下さい。

今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)」(平成18年3月中央環境審議会)を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/council/toshin/t02-h1807.html>

<http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針」(平成18年10月19日総合環境政策局長決定)を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.html>

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置については、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を参照のこと。

http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h18/pdf/sisin_h18.pdf

研究開発費の不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定」(平成19年4月20日環境省改正)を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>

公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議)を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について」(平成18年2月28日総合科学技術会議)を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>

データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応方針」(平成18年11月30日総合環境政策局長決定)を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/gl.pdf>

配分先全てにおいて環境省から配分される競争的資金を適正に管理するための必要な事

項を示したガイドラインについては、「環境省における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年3月30日総合環境政策局長決定）を参照のこと。

http://www.env.go.jp/policy/tech/kansa_guideline.pdf

VI 新規課題の採択方法について

1. 審査の方法について

○ 審査は非公開で、以下の手順により行います。提出されたファイル等は返却しません。

(1) プレ審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された研究対象、研究代表者、研究課題の各項目が要件を満たしているかどうかについて、環境省が審査します。その際、例えば公募要項の「Ⅱ公募する研究の対象分野」に示すいずれの分野にも該当しない場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

なお、研究課題の応募先が適切なものとなるよう、昨年度と同様に総合環境政策局環境研究技術室の「環境研究・技術開発推進費」と同時に新規課題の公募を行います。このため、環境省側においては、応募課題が両推進費のいずれの枠組で研究されることが適切かという観点から、必要に応じて課題の相互調整を行います。

(2) 第一次審査（スクリーニング）

プレ審査を通過した応募課題について、外部学識経験者及び環境省が応募書類を見て第一次審査（スクリーニング）を行います。審査の結果として、第2次審査（ヒアリング）が時間的に可能な課題数（通例、応募数のおよそ半数）まで応募課題を絞り込みます。

(3) 第二次審査（ヒアリング）

第一次審査を通過した応募課題について、平成22年1月中旬～2月中旬にヒアリングを行います。第二次審査では、代表者によるプレゼンテーション及び質疑応答に対し、外部学識経験者及び環境省が合同で審査を行い、採択課題候補案を選定します。この案は、地球環境研究企画委員会に諮ります。

(4) 審査の観点

応募課題の審査は、①地球環境研究としての科学的な適切性、②研究の構成、計画、予算など実施面での適切性、及び③環境政策における行政ニーズへの貢献の3つの観点から総合的に行います。

特に、③の行政ニーズについては、添付資料(1)のⅡに研究分科会ごとに記載しています。「2）関連行政施策及び平成21年度実施中の課題」において各研究分野に係る環境行政施策の全体像について示すとともに、「3）平成22年度において行政ニーズが高い研究」において平成22年度に特に採択したい課題を記載しています。

(5) 平成22年度の新規課題の採択数の見込み

新規課題の採択数は予算に依存しますが、昨年度は研究分科会毎の採択率をほぼ均等に揃えた結果、地球環境問題対応型研究領域については、各研究分野で4～7課題

の新規課題を採択しました。平成22年度の新規課題の見込みとしては、概ね、添付資料(1)のⅡにおける「3) 平成22年度において行政ニーズが高い研究」から2～3課題を、「2) 関連行政施策」に該当するものから1～2課題を採択することを想定しています。なお、2) 又は3) のいずれにも該当しない研究テーマであっても、採択される可能性があります。

2. 審査結果の通知及び採択の予定について

審査結果については、集計終了後に、評価コメントと併せて研究課題代表者へ通知する予定です。

新規課題の採択は、2月中に開催予定の地球環境研究企画委員会及びその後の財務省による承認を経て決定します。2月下旬までに概ねの情勢が判明する予定です。なお、採択に当たって、研究チームの構成等に条件が付与される場合があります。

Ⅶ その他

1. 問い合わせ方法

公募全般に対する問い合わせは、原則として電子メールにてお願いします。他の電子メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名(題名)は「公募問い合わせ」として下さい。

環境省地球環境局総務課研究調査室 推進費担当 (suishinhi@env.go.jp)

なお、特に国立試験研究機関及び独立行政法人研究機関の研究者の方からは、研究費の執行や委託契約に関することなど、当方ではなく、所管府省又は所属機関の仕組みに係る問い合わせが、例年、多数寄せられます。所属研究機関や所管各府省の担当窓口を確認した上で、それでも不明な点があれば問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

2. 添付資料

本要項には、以下の資料が添付されています。

- (1) 平成22年度新規課題公募方針
- (2) 平成22年度戦略的研究開発領域課題
「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」＜S-8＞
- (3) 応募書類様式
(研究実施に係る承認書／研究分担に係る承諾・承認書様式含む)
- (4) 国際交流研究実施要領

<担当>

〒100-8975東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省地球環境局総務課研究調査室

TEL:03-3581-3351 (内線6732)

FAX:03-3581-4815

suishinhi@env.go.jp

※地球環境研究総合推進費のホームページ:

<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>

(別表)

間接経費の主な使途の例示

研究機関において、当該研究課題遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－圃場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。